



かしま 市議会だより

No.8

KASAMA

2008.2.18



幼稚園児の親子作おひなさま(笠間のお雛様展「桃宴」)

CONTENTS

平成19年第4回定例会

- 提出議案等の審議結果…………… 3
- 議員定数条例改正議案 可決…………… 5
- 常任委員会審査内容…………… 6
- 市政を問う！一般質問…………… 7

議員定数 28 人から 24 人に条例改正議案 19 年度補正予算や指定管理者の指定 など 全議案を原案のとおり可決!

平成 19 年第 4 回笠間市議会定例会が、12 月 3 日から開催されました。
初日の 3 日に、会期を 12 月 17 日までの 15 日間と決めた後、請願陳情の委員会付託や提出議案の説明が行われました。

4 日、5 日は議案調査・議事整理のため休会とし、6 日は議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に議案を付託しました。

各議案の付託を受けた常任委員会は、7 日と 10 日に開催されました。

その後、12、13、14 日の 3 日間において、13 名の議員が一般質問を行い、最終日 17 日、各委員会委員長が議案や請願陳情などの審査結果報告の後、討論・採決を行いました。続いて、追加提出された議案の審議も終え、今期定例会を閉じました。



平成 19 年第 4 回笠間市議会定例会 会期日程

| | 月 日 | 曜日 | 時 刻 | 会 議 | 主な内容 |
|---|-------|----|---------|-----|---------------------------|
| ① | 12月3日 | 月 | 午前 10 時 | 本会議 | 開会、会議録署名議員の指名 |
| | | | | | 会期の決定 |
| | | | | | 請願陳情（付託） |
| | | | | | 議案上程・提案理由の説明 |
| | | | | | 議案質疑・討論・採決（議案の一部） |
| ② | 4日 | 火 | | 休 会 | 議案調査 |
| ③ | 5日 | 水 | | 休 会 | 議事整理 |
| ④ | 6日 | 木 | 午前 10 時 | 本会議 | 議案質疑・委員会付託 |
| ⑤ | 7日 | 金 | | 休 会 | 常任委員会（総務・土木建設） |
| ⑥ | 8日 | 土 | | 休 会 | |
| ⑦ | 9日 | 日 | | 休 会 | |
| ⑧ | 10日 | 月 | | 休 会 | 常任委員会（文教厚生・産業経済） |
| ⑨ | 11日 | 火 | | 休 会 | 議事整理 |
| ⑩ | 12日 | 水 | 午前 10 時 | 本会議 | 一般質問 |
| ⑪ | 13日 | 木 | 午前 10 時 | 本会議 | 一般質問 |
| ⑫ | 14日 | 金 | 午前 10 時 | 本会議 | 一般質問 |
| ⑬ | 15日 | 土 | | | |
| ⑭ | 16日 | 日 | | | |
| ⑮ | 17日 | 月 | 午前 10 時 | 本会議 | 各委員会委員長報告 |
| | | | | | 質疑・討論・採決 |
| | | | | | 追加議案上程 提案理由の説明・議案質疑・討論・採決 |
| | | | | | 閉会 |

第4回定例会 提出議案等 と 審議結果

| 議案番号等 | 議案名等 | 審議結果 | |
|----------------|--|------|---|
| 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて | 原案同意 | ★ |
| 諮問第5号 | 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて | 原案同意 | ★ |
| 諮問第6号 | 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて | 原案同意 | ★ |
| 諮問第7号 | 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて | 原案同意 | ★ |
| 報告第9号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度笠間市一般会計補正予算（第3号）） | 原案承認 | ★ |
| 議案第100号 | 動産購入契約の締結について | 原案可決 | ★ |
| 議案第101号 | 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | |
| 議案第102号 | 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | |
| 議案第103号 | 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | |
| 議案第104号 | 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | |
| 議案第105号 | 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | |
| 議案第106号 | 指定管理者の指定について（笠間市心身障害者福祉センター） | 原案可決 | |
| 議案第107号 | 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」） | 原案可決 | |
| 議案第108号 | 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」） | 原案可決 | |
| 議案第109号 | 指定管理者の指定について（笠間市福祉センター） | 原案可決 | |
| 議案第110号 | 指定管理者の指定について（笠間市福祉センターいわま） | 原案可決 | |
| 議案第111号 | 指定管理者の指定について（北山公園） | 原案可決 | |
| 議案第112号 | 指定管理者の指定について（笠間市総合公園外5施設） | 原案可決 | |
| 議案第113号 | 土地改良事業の施行について | 原案可決 | |
| 議案第114号 | 市道路線の認定について | 原案可決 | |
| 議案第115号 | 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第4号） | 原案可決 | |
| 議案第116号 | 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 | |
| 議案第117号 | 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 | |
| 議案第118号 | 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 | |
| 議案第119号 | 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 | |
| 議案第120号 | 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 | |
| 議案第121号 | 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第2号） | 原案可決 | |
| 議案第122号 | 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第2号） | 原案可決 | |
| 議案第123号 | 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第2号） | 原案可決 | |
| 議案第124号 | 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号） | 原案可決 | |
| 委員会提出 議案第5号 | 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | ★ |
| 請願第19-3号 | 日豪EPA/FTA交渉に対する請願書 | 採択 | |
| 請願第19-4号 | 「平成20年度以降もBSE全頭検査を継続することを求める」請願書 | 採択 | |
| 請願第19-5号 | 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書 | 不採択 | |
| 議員提出 議案第3号 | 道路整備の推進と必要な財源の確保に関する意見書について | 原案可決 | |
| 議案第125号 | 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | |
| 議案第126号 | 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第5号） | 原案可決 | |
| 議案第127号 | 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） | 原案可決 | |
| 議案第128号 | 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第4号） | 原案可決 | |
| 議案第129号 | 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 | |
| 議案第130号 | 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 | |
| 議案第131号 | 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 | |
| 議案第132号 | 平成19年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号） | 原案可決 | |
| 議案第133号 | 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第3号） | 原案可決 | |
| 議案第134号 | 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第3号） | 原案可決 | |
| 議案第135号 | 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号） | 原案可決 | |
| 議案第136号 | 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号） | 原案可決 | |
| 委員会提出 議案第6号 | 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書について | 原案可決 | |

★ 12/3 議決、その他 12/17 議決



こんなことが
決まりました!

市の施設の管理を指定管理者へ

市の施設 11 箇所の管理を、指定管理者へ行わせることになりました。

- ①笠間市中心身障害者福祉センター（社笠間市社会福祉協議会）
- ②笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」（社笠間市社会福祉協議会）
- ③笠間市いこいの家はなさか（社笠間市社会福祉協議会）
- ④笠間市福祉センターいわま（社笠間市社会福祉協議会）
- ⑤北山公園（笠間市造園建設業協同組合）
- ⑥笠間市総合公園（株日立ライフ）
- ⑦笠間市民体育館（株日立ライフ）
- ⑧笠間市笠間武道館（株日立ライフ）
- ⑨笠間市岩間海洋センター（株日立ライフ）
- ⑩笠間市岩間総合運動公園（株日立ライフ）
- ⑪石井街区公園（株日立ライフ）

*（ ）内が指定管理者



いこいの家はなさかの料金が上がります。

いこいの家「はなさか」は、平成 17 年 2 月にリニューアルオープンして、約 3 年経過しています。この間の燃料などの高騰など社会経済状況の変化に対応する必要もあり、近隣の同様の施設の料金設定なども比較検討した結果、より一層効果的に運営するため使用料を 4 月 1 日から一部値上げします。その使用料のうち、大人の使用料が 350 円から 500 円になります。子どもなど他の方々の使用料は、今までどおりです。

「道路整備の推進と必要な財源の確保に関する意見書」を議決

本市内の道路整備が未だ不十分な状況であることから、地方自治法第 99 条に基づく意見書を議決し、内閣総理大臣など国の関係機関へ送付しました。内容は、以下のとおりです。

- ①地方が真に必要な道路整備を行うため、道路特定財源については現行の税率を維持し、安定的確保を図るとともに、地方における道路整備財源の充実を図ること。
- ②観光や地場産業、緊急医療体制の基盤となり「文化交流都市」の実現に資する北関東自動車道の早期全線供用を図ること。
- ③慢性化している国道 50 号の渋滞と危険箇所の解消を図るとともに、国道 355 号をはじめとする幹線道路の整備を促進すること。
- ④生活に密着した市道の整備及び維持管理に対する支援策を講じること。

請願陳情の審議結果です

今期定例会で審議された請願陳情の結果は、次のとおりです。

| | 請願陳情名 | 結 果 |
|---------|--|-----|
| 請願19-3号 | 日豪EPA/F TA交渉に対する請願書 | 採 択 |
| 請願19-4号 | 「平成 20 年度以降も BSE 全頭検査を継続することを求める」請願書 | 採 択 |
| 請願19-5号 | 高齢者に負担増と差別医療を強いる 2008 年 4 月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書 | 不採択 |

→請願陳情の採択をうけ、意見書を議決

請願第 19-3 号を採択し、地方自治法第 99 条に基づく「日豪EPA/F TA交渉に対する意見書」を議決、内閣総理大臣など国の関係機関へ送付しました。

内容は、交渉にあたって以下の点について配慮することを要望するものです。

- ①日豪EPA/F TA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は、交渉を中断すること。
- ②農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立すること。

また、採択された請願第 19-4 号を笠間市長に送付し、笠間市長から茨城県知事に対し要請することを議決しました。

笠間市議会議員定数を24名に!

平成 18 年 3 月 19 日の笠間市、友部町、岩間町の合併により、議員定数を 30 人としながらも、合併特例法の在任特例措置を適用し、旧 3 市町の議会議員 53 人にて新笠間市議会がスタートしました。

その後、18 年 11 月の議会において議員定数を 30 人から 28 人に削減し、同年 11 月 17 日に自主解散。そして、同年 12 月 24 日に議員の一般選挙が行われ、28 人の議員により現在に至っています。

なお、平成 19 年第 1 回定例会において「議員定数等調査特別委員会」を設置し、議論を重ねた結果、今定例会において、現在の議員定数 28 人を 4 人削減し 24 人にする「笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が提案、可決されました。

議員定数 24 人は、次の笠間市議会議員一般選挙（平成 22 年 12 月 23 日任期満了）から適用されることとなります。

| 市議会議員数のこれまでの動き | |
|----------------|---|
| 18 年 3 月 19 日 | 笠間市、友部町、岩間町が合併する。議員定数 30 とする。合併特例により、旧 3 市町議会議員 53 人【笠 15、友 22、岩 16】が新笠間市議会議員に就任する。 |
| 9 月 8 日 | 住民直接請求をうけ、議員定数 25 とする条例議案を市長が議会へ上程する。 |
| 9 月 8 日 | 議員定数等調査特別委員会を設置し、議員定数 25 とする条例議案を付託する。 |
| 11 月 15 日 | 議員定数等調査特別委員会の審査結果を受け、議員定数 25 とする条例議案を、28 に修正し、可決する。 |
| 11 月 17 日 | 市議会が自主解散する。（解散時議員数 48） |
| 12 月 24 日 | 議員定数 28 で、一般選挙を行う。 |
| 19 年 3 月 9 日 | 議員定数等調査特別委員会を設置する。 |
| 12 月 3 日 | 議員定数等調査特別委員会の審査結果を受け、議員定数 28 を 24 にする条例改正議案を可決する。 |



議会日誌

- 11 月
 - 6 日 福島県本宮市議会 来訪
 - 7 日 那珂市議会 来訪
 - 8～9 日 茨城県市議会議長会議員研修会
 - 14 日 栃木県野木町議会 来訪
 - 19 日 文教厚生委員会
 - 21 日 議員全員協議会
 - 21 日 議員定数等調査特別委員会
 - 26 日 議会運営委員会
 - 27 日 群馬県太田市議会 来訪
 - 30 日 議員定数等調査特別委員会
- 12 月
 - 3 日～17 日 第 4 回定例会
 - 5 日 議会運営委員会
 - 6 日 議員全員協議会
 - 7 日 総務委員会
 - 7 日 土木建設委員会
 - 7 日 議会運営委員会
 - 10 日 文教厚生委員会
 - 10 日 産業経済委員会
 - 13 日 議員全員協議会
 - 14 日 総務委員会
 - 17 日 議員全員協議会
 - 17 日 産業経済委員会
 - 21 日 総務委員会
- 1 月
 - 8 日 文教厚生委員会
 - 9 日 産業経済委員会
 - 10 日 土木建設委員会
 - 17 日 議会運営委員会
 - 21 日 議員全員協議会
 - 29～31 日 産業経済委員会 行政視察研修



常任委員会に付託された議案の審査内容です

総務委員会

●開催日：12月7日

笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、行財政改革の一環として、特殊勤務手当を見直すものです。

笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正し、整備するものです。

笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、育児短時間勤務等に関する規定を加えるための改正です。

平成19年度笠間市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管は、市長公室、総務部、消防本部関係で、主に精算金額の確定、入札等による減額、あるいは友好都市再協定締結、コンビ二取納業務にかかる経費の計上などです。

審査の過程において論議された主な事項は、条例の一部改正議案では、条例改正の根拠や育児休業の取得者数、給与などについて、質疑応答が交され、また、一般会計補正予算(第4号)では、植芝盛平氏との関り、シンクライアントシステム導入、選挙の投票時間の繰上げによる時間外勤務手当の減額、滞納整理の体制や要領、就業不能補償費の算出などについて質疑応答が交わられました。

審査の結果、条例の一部改正議案は、各議案とも内容を適切なものと認め、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、また、一般会計補正予算(第4号)は、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

文教厚生委員会

●開催日：12月10日

笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、社会経済状況の変化に対応すべく大人の使用料の上限額を改正するものです。

笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、関連法令の一部改正に伴い特別徴収に関する規定を加えるものです。

指定管理者の指定については、それぞれの施設の管理を社会福祉法人笠間市社会福祉協議会に行わせ、サービスの更なる向上を図るものであり、指定期間は3年から5年間です。

笠間市総合公園ほか体育施設を含む施設の指定管理者の指定については、民間の業者に管理を行わせるものであり、指定期間は5年間です。

土木建設委員会

●開催日：9月7日

市道路線の認定については、8路線の道路認定であり、合併関連事業として今後整備される、友部池野辺線や才木友部線、来栖本戸線のほか、先ごろ笠間西インターまで開通した北関東自動車道の上加賀田地内の側道などを内容とするものです。今回議案に添付されている図面や、認定路線における今後の事業の完成予定時期について、さらには、県からの移管や、民間の開発行為によって認定される市道路線の、道路規格水準の確保などについて、質疑がありました。

一般会計補正予算(第4号)のうち、当委員会所管分としては、都市建設部関連の補正であり、道路維持費における工事請負費の増額や、緊急地方道路整備費の工事請負費の減額のほか、市幹線道路整備費における岩間八郷線、友部池野辺線、友部1級12号線、友部2級10号線などの予算の組み替え、また、友部駅周辺事業費は、補償費から工事請負費へ、予算を組み換えし、岩間駅周辺整備事業費は、買取同意者の変更による、公有財産購入費の減額や、補償費の増額が、主な内容です。

友部駅周辺や岩間駅周辺の家屋移転補償費の内容や、整備される1級12号線の現道の扱いなどについて、質疑がありました。

岩間水道事業会計補正予算(第2号)では、配水補償工事収益の減や、消火栓設置費の確定による一般会計負担金の減額のほか、受託工事費や、配水施設建設費の減額を、その主な内容とするものです。質疑はありませんでした。

工業用水道事業会計補正予算(第2号)では、人件費の増額と予備費の減額を、内容とするものです。質疑はありませんでした。

審査の結果、付託された全議案について、全会一致によりまして、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査の結果、各議案とも内容を適切なものと認め、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、また、一般会計補正予算(第4号)は、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

産業経済委員会

●開催日：12月10日

北山公園の指定管理者の指定については、地方自治法に基づき、北山公園の管理を、指定管理者として、笠間市造園建設業協同組合に、平成20年4月1日から、行わせるものです。現在の北山公園の管理の状況や、その現在の状況と、指定管理者になった場合との比較などについて、質疑がなされました。

土地改良事業の施行については、かすみ用水の農業水利事業に関わるものであり、その中で、基幹水利施設である4つの揚水機場の管理運営を、関係する13の市町で行うにあたり、議会の議決をもとめられているものです。21年度に国営事業が終了予定であり、現在も、国営に関わる揚水施設の負担は、笠間市でも負担しているの

で、その中から、今回の管理運営分を支出するということであり、新たな市の負担受託者の負担は生じないということです。その新たな負担が生じない理由について、質疑がありました。

質疑では、指定管理者に管理を移行することにより委託料の従前との比較、職員配置、人件費、さらに海洋センターの使用料などについて質疑応答が交わられました。

一般会計補正予算(第4号)のうち、当委員会所管事項の中で、図書館費の臨時雇い賃金、市民活動課における公用車の貸出料などについて質疑応答が交わられました。

国民健康保険特別会計予算(第3号)、老人保健特別会計補正予算(第3号)の2議案については特に質疑はなく、介護保険特別会計補正予算(第2号)では、地域介護・福祉空間整備事業についての質疑がなされました。

審査の結果、各議案とも内容を適切なものと認め、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査の結果、各議案とも内容を適切なものと認め、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、また、一般会計補正予算(第4号)は、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。



●福祉バスの変更に
ついて

問

高齢者が病院などに
行くときに大変便利
で、なくてはならない存在と
なっている福祉バスが廃止とな
ることで、これまで利用してき
た高齢者一同、大変な驚きと同
時に、これからどうすればよい
のかという話になっている。福
祉バス廃止後の代替案を考えて
いると思われるが、いかがか。

答

福祉バスは、旧笠間市
において地域住民の利便を図る
ために8年7月から笠間地区内
を走る循環バスとして運行し現
在に至っている。3市町の合併
に伴い合併協議の中で、福祉バ
スは、運行拡大などを視野に入
れ、協議されたが、中型バスで
あるため、幹線道路を主に運行
し、隅々まで循環コースがとれ
ないなどの課題がある。このた
め20年2月から試験的に全地域
を網羅するドアからドアの送迎
を可能とする交通システムのテ
マンド交通システムの導入を考
えている。

●都市計画道路上
町大沢線について

問

友部インターチェン
ジから歴史民族資料館
前まで開通したことに市民は大
変喜んでいて、それより先の憩

答

この道路改良は、17年
から23年までの6カ年計画で実
施することになっており、いま
この家「はなさか」までの区間
は、本市が事業主体となり、現
在用地交渉している。道路事業
は地域の合意形成、測量調査、
補償物件の調査・査定さらに地
権者との契約などの作業が終了
した時点で工事に入ることに
なる。したがって事業着手から工
事に入るまでには3、4年の期
間を要することとなる。現在職
員が一丸となり用地交渉を進め
ているのでもうしばらくご辛抱
いただきたい。

問

この家は「はなさか」までの区
間の計画はどのようにしてい
るのか。

答

都市建設部長
この道路改良は、17年
から23年までの6カ年計画で実
施することになっており、いま
この家「はなさか」までの区間
は、本市が事業主体となり、現
在用地交渉している。道路事業
は地域の合意形成、測量調査、
補償物件の調査・査定さらに地
権者との契約などの作業が終了
した時点で工事に入ることに
なる。したがって事業着手から工
事に入るまでには3、4年の期
間を要することとなる。現在職
員が一丸となり用地交渉を進め
ているのでもうしばらくご辛抱
いただきたい。

●笠間芸妓組合に
ついて

問

観光のまち「笠間
市」に以前は120人
の芸妓さんがいて本市の観光の
一躍を担っていたことは言うま
でもない。その芸妓さんが現在
は14・5名となり風前の灯と
なっている。観光地をうたって
いる本市として芸妓組合に対し
何らかの策を講じるべきと考え
るが。

答

産業経済部長
芸妓組合は、観光地登
間の一つの特徴として、伝統的
な舞や踊りなどを披露し、他の

問

地域にない貴重な地域資源と考
えており、観光パンフレットや
観光キャンペーンによるPR事
業を観光協会などと連携し実施
している。県の補助事業である
地域資源支援事業として、芸妓
組合を対象に観光情報や地域の
歴史、文化の研修会を計画する
など組合の活性化を考えてい
る。今後も、旅館、料亭組合や関
係団体と連携して、組合の活性
化のために支援していきたい。

答

都市建設部長
この工事は、笠間駅か
ら稲荷神社までの約1.3kmの
区間を国庫補助事業の採択を受
け、13年度から行っている。工
事に当たっては、工事区間内
4つの商店街があるため、商店
の影響を極力少なくすることや
週末における観光客に配慮する
などの措置を講じてきた。また、
本市は一年間を通していろいろ
なイベントがあり、観光客や商
業者に対し一番影響が少ない8
月下旬から10月上旬が工事期間
として望ましいと考えている。

●笠間の菊まつり
期間中の道路改修
について

問

菊まつり期間になる
と稲荷神社周辺の道路
改修が行われ、地域住民は口々
に困ったことと叫んでいる。
なぜこの期間をはずして道路改
修ができないのか。

答

都市建設部長
この工事は、笠間駅か
ら稲荷神社までの約1.3kmの
区間を国庫補助事業の採択を受
け、13年度から行っている。工
事に当たっては、工事区間内
4つの商店街があるため、商店
の影響を極力少なくすることや
週末における観光客に配慮する
などの措置を講じてきた。また、
本市は一年間を通していろいろ
なイベントがあり、観光客や商
業者に対し一番影響が少ない8
月下旬から10月上旬が工事期間
として望ましいと考えている。

問

8月に市民が主体となって行
われる笠間のまつりが終わっ
て後に工事に入ると菊まつり期
間と工事の多少重複してしま
い、地域の方々や観光客に大変
迷惑をかけてしまっている。し
かし、稲荷神社周辺の改修工事
は今年度で終了し、残りの区間
は弁天町商店街の区域となるの
で、菊まつり期間と重複しない
よう十分配慮していきたい。

答

都市建設部長
この工事は、笠間駅か
ら稲荷神社までの約1.3kmの
区間を国庫補助事業の採択を受
け、13年度から行っている。工
事に当たっては、工事区間内
4つの商店街があるため、商店
の影響を極力少なくすることや
週末における観光客に配慮する
などの措置を講じてきた。また、
本市は一年間を通していろいろ
なイベントがあり、観光客や商
業者に対し一番影響が少ない8
月下旬から10月上旬が工事期間
として望ましいと考えている。

●岩間駅周辺整備
について

問

約28億円の費用をか
けて岩間駅の橋上化と
周辺道路の整備が計画されてい
る。駅東側の道路改良や区画整
理などが計画されていること
とあるが、その計画の進捗状
況はどうか。さらに、駅西側
は開発計画がないようだが
なぜ開発しないのか。

答

都市建設部長
岩間地区の中心市
街地は駅を中心に形成され
地区住民の約6割が駅東側
に居住している。しかし、
都市基盤整備が大変遅れて
おり有効な市街地整備が図
られていない状況。
特に、駅前には未利用地
が多く駅東口と都市計画道
路の整備は東側住民の長年
の要望であることから、今
回駅を核とした新市のま
ちづくりの反映させるた



整備が待たれる岩間駅周辺地区

め「岩間駅周辺整備事業」を新
市の建設計画に位置づけ、18年
度から22年度までの5カ年計画
「まちづくり交付金事業」で国
費充当率40%と合併特別債など
を事業費の財源として進めてい
る。主な事業内容は、駅東口の
新設整備、国道355バイパス
に向かう駅東大通り線、日吉町
古市線などの整備を予定。これ
らの事業のうち都市計画道路に
ついては用地買収が約50%済ん
でいるので、20年度には一部工
事の着手を考えている。また、
橋上駅舎については、21年度か
ら工事に着手し22年から23年
度までには都市計画道路と共に
供用開始ができるよう考えてい
る。駅西口については旧岩間時
代に駐車場や交通広場が整備さ
れており、当面は東側を重点に
整備を進めていく。



●後期高齢者医療制度との関連について

問 四月から実施するこの制度は全国で不安の制度は全国で不安

不満が起きており以下同。①保険料は所得によつてのようにならぬのか。病気によつて治療限度額が決められると聞くが、治療に制限があるのか。包括制といわれている実態は。②看取りや在宅での死亡の推進と保険制度との関わりは。③滞納者への保険証取り上げは高齢者へかなりの負担となり、病状の悪化をもたらすことになるのでは。また、その管轄はどこか。④メタボリックシンドロームの具体的な対策と内容。保険との関わりは。⑤65歳以上は年金から保険料が天引きとなる高齢者への負担増に対し、新たな減額処置が必要では。⑥健康診断の項目を変更する具体的な内容は。

答 保健衛生部長

①所得割率は7.6%、均等割額は3万7462円。平均6万9355円。診療が制限される包括性については、国では高齢者の心身の特性にふさわしい医療ができるよう新たな医療報酬体系を目指すという。②「く」なるときは病院という意識が根強く、在宅死は厚生労働省統計による「1」程度。在宅での看取りは、厚労省が医療費抑制と終末期の医療環境の改善などを目的に推進し、24

時間365日往診可能な体制の確保が条件で在宅療養支援診療所を18年4月に導入した。③短期保険証などの発行は、公平が損なわれることから設けるもので適正な保険運営に必要な制度。窓口相談は市で行つた。④立間市特定健康診査等実施計画を現在作成し、特定健康診査の受診結果により、該当者に特定保健指導を実施し、生活習慣病を予防し、医療費の削減に努めていきたい。⑤規定の軽減措置があり、独自の軽減措置は考えていない。⑥腹囲測定が追加され、総コレステロール検査からLDLコレステロール検査に変更されている。

●「まちづくり特例市の指定導入について

問 来年度から導入予定

は、国、県の185業務を市が肩代わりすることになり行政改革に反しないか同。①専門知識が求められ、国家資格などが必要になる業務もあり、対応する職員数と研修の予定は。②事務委託の給与や研修などの費用は市の負担となるのか。③年間の許認可件数などの見込みは。

答 市長公室長

①申請書類の形式審査や許認可の判断の際に法解釈上の専門知識が必要になるが、国家資格などが必要になる事務は含まれていない。なお、それぞれの事務受け入れ年度までには、県

との事務引き継ぎを綿密に行い、専門的知識を有する職員の養成のため、各種講習会への参加、県への実務研修生の派遣を計画的に実施していく。②研修や派遣に伴う給与は、市職員の資質向上や専門職員を養成するための費用なので、市の負担となる。③基本的に現在の許認可件数と大きな増減はないと考えている。

●市の委託業務、委託料について

問 ①市が業者へ委託している業務数は何件か。②み袋はあらかじめ手数料抜きで買い取る方式に改めれば、市からの口座への振込料も削減でき、職員の事務量も軽減されるのではないか。

答 市民生活部長

①市において委託している手数料に関わる業務は、ごみ袋の手数料徴収業務のみ。18年度の取り扱い手数料は大小袋各組とも30円で総額約1,050万円。②手数料を差し引いての処理は、財務関係処理上の問題がないか、近隣市町村の取り組みも調査し、慎重に検討していきたい。なお、銀行への振込手数料は公共料金扱いとしてかかっている。

●新交通システムは利用しやすい制度に

問 一月からの新交通システムは一つの方法で

はあるが、福祉バスの廃止に不安もあり、利用しやすいシステムにするために同。①エリア内移動が基本だが、目的地まで乗り継ぎしないで行けるようにできないか。②近隣市への運行は可能か。③事業者は決まっているのか。④ドアからドアの送迎が保証できるのか。

答 市長公室長

①全域を1時間ごとに運行させることや、アンケート調査での住んでいる旧市街地で7割以上の方が用を済ませていること、各市街地には乗りかえずに移動可能とすることや運行本数の確保などを考慮し、七つのエリアに区分し計画している。他のエリアへの移動には乗りかえが必要である。②検討した結果、市外への運行は考えていない。③委託事業者は、市内に事業所を有するタクシー4業者。④ドアからドアへの送迎を可能とするサービスだが、道路が狭隘で進入できない場所や駐車場などが無い場所などでは、近くの道路で降り降りすることも有り得る。

●エコフロンティアかさまの安全性について

問 ①溶融路施設の排ガスデータでは、窒素酸化物が基準値を超えるときがある。その原因は何か。②10月頃から埋め立て予定の大口の廃棄物とは何か。新聞報道でN-TT

答 市民生活部長

①窒素酸化物が瞬間的に最大値で自主管理基準値を超えて排出されたことがあった。考えられる原因は溶融炉内の高温処理で窒素と酸素が結合し窒素酸化物が発生するもの。現在はほぼ基準値内と聞く。②エコフロンティアかさままで設置した受け入れ基準値に適合したものを処理している。この土壌を放置すれば、地下水等に影響を及ぼす恐れがある。このような廃棄物を処理するのが最終処分場であるので、サンプリング検査の結果受け入れ基準値内を下回っていれば、受け入れ可能と聞く。



市内各店舗で販売されている本市指定ごみ袋



●地元笠間市産野菜類の消費について

問 市内小中学校の給食で使用する農産物、野菜、果実、味噌などの加工品や米などの穀物類は除く金額、そのうち本市内産の金額と割合はどのくらいになるのか。

答 18年度実績で、友部地区は、野菜以外の果実、畜産物などそれぞれの集計は出ていないが、食材、米、牛乳、冷凍食品を含む総購入金額は1億3600万円程度。地元産野菜の購入金額は506万円。笠間給食センターでは、食材の総購入金額は約1億1500万円。このうち野菜は約1081万円、そのうち地元産は約47万円。畜産物は約670万円。果実のみの集計はない。笠間給食センターでは、食材の総額約7780万円、このうち野菜が687万円、うち45万2000円が地元産。果実は111万円、地元産は取り入れていない。畜産物は217万円、うち140万円が地元産である。

問 学校給食で消費する農産物を予め品目や価格を提示して農家に協力を要請すれば大部分は市内産で賄えると思う。また安全でおいしい食材を提供するには、多少予算を割り振ってでも、地元産野菜類

の使用割合を引き上げるべきでは。

答 本市の学校給食では、必ずしも笠間産の野菜の消費拡大にはつながっていないとは感じているが、学校給食の基本は安定供給が必要不可欠であることから、地元産のみの野菜で需要すべてを賄うことは困難であり、県内外の野菜に依存する割合が高くなることは避けられない状況である。一方、地産地消が推進される中、生産者の顔が見える、安全安心で新鮮な食材の提供が受けられる学校給食が必要であることは感じており、地元産野菜の割合を高めていきたいとは考えている。地元産野菜の消費拡大推進には、予算以外の部分で、納入システムの課題、生産者、納入業者、JA、学校、行政の連携を図っていくことが重要であると思う。現状ではこの連携がうまく図られていないという課題もある。システムから見直して、地産地消を進めていく必要があると考え、課題として取り組んでいきたい。

問 各販売店、県立中央病院などの需要先への地元産野菜類の消費推進にPRに力を注ぐべきではないか。

答 現在、市内の野菜生産農家は、大部分が自家生産、自家消費である。納品先は笠間、

水戸、石岡の市場やJAの直売所、友部地区の学校給食、スーパーなど。スーパーでは、特設会場を設置し地元野菜などの看板のほか、生産者の住所氏名、あるいは写真を表示し、生産履歴も明確に品質のよい野菜を供給し、販売も年々増加傾向にあり、現在市内5店舗に約20名が出荷している。うち1店舗では今月から、JA茨城中央が直接納入し、連携を図っていく予定。

また、県立中央病院では、納入業者は月ごとに入札で決定し、野菜は市内の2業者が納入している状況。地元産野菜の販路拡大に、大いに期待しているが、品揃え、通年供給可能なことなどクリアすべき諸問題がある。農家や生産組織の育成も大きな力を握っている状況の中で、今後、JAと情報を交換し、調査研究を進めていきたい。

●芸術の森公園の駐車場について

問 5月の「陶炎祭」(ひまつり)には駐車場が全く不足し渋滞が発生しているが、駐車場不足の解消策をどのように考えているのか。

答 陶炎祭は、毎年20万人を越えるイベントに成長し、本年は前年比14%増の約27万人、春の集客数はここ数年県内トップのイベントになっている。し

かし、車での来場者が多く、約1000台収容可能なスペースが満車になり、渋滞が起きている。実行委員会と行政が連携し、笠間中学校グラウンド周辺や周辺の民地や空き地を借用しての臨時駐車場の設置や、入口交差点信号を時間差にするなど対策を実施してきた。しかしすべての車が駐車場まで渋滞なく来場するのは非常に難しいと考えており、今後公共機関の利用促進、周辺の臨時駐車場の確保や交通案内の徹底などを実行委員会と協議しながら検討していきたい。実行委員会では交通状況について把握するため独自の交通量調査を実施し、今後各方面と連携した交通対策を協議し進めていきたい。

問 駐車場の足の解消策として、足利のフラーパークの例が非常に参考になるのではないかと思う。ここでは、5月のフジの花の時期に、田んぼを駐車場として使用している。今JAを初め、県もうまく品質のいい米をつくるため田植を5月5日以降に行うようにと農家に呼びかけている。陶炎祭が終わるのもその頃であり、公園の東側には

かなりの面積の田んぼがある。行政が先頭に立ち農家に理解を求め、連休明けまで駐車場として利用させてもらうよう協力を求めてはどうか。

答 駐車場問題についてはこれまで何度も協議を重ねてきたが、非常に頭の痛い問題である。笠間に年間320万人、1日にすると8500人。圧倒的にマイカーが多くマックスでとらえることは非常に困難であり、やはり通年観光を目指して、平均的に人を呼びつというのが大きな柱である。そうした中で駐車場問題については、連携しながら積極的に進めるべき問題と考えている。



毎年盛況に開催されている陶炎祭



●行財政改革について

問

市長に就任し、18年 第1回定例会で施政方針を表明し、その中で行財政改革の断行と言っていた。その後、一般競争入札の導入とか、指定管理者制度などの導入そして、今年4月から合併管理室から行改推進課として昇格させスタートしたことを考えると、意気込みがあり、行政改革は着々と進んでおり、私なりに評価している。その他に、就任当初から現在までに、これだけぜひ改革しなければならぬと思っていることはないか。

答

4つの基本姿勢(①公平公正なひとのまちづくり②住民との対話、連携協働③開かれた市政・情報公開④行財政改革の断行)を掲げ、旧3市町から引き継いだすばらしい各地域の特色を活かしつつ、新しい笠間市の形作りに取り組みするために、総合計画や行財政改革大綱などの各種計画を新たに策定することにより新市の方向を示し、これらの計画に沿って事務事業を実施してきた。4つの基本姿勢の中の一行財政改革の断行として、まずは合併が3市町の最大の行財政改革であったわけだが、より一層効率的、効果的な行財政運営を行うため、総務、企画などの管理部門のスムーズ化、効率化により、市民サー

ビス部門の充実や新たな行政分野に施策の展開を図り、また財政基盤の強化による基盤整備などの重点化を図るため、事務事業の整理統合、合理化及び施策の重点化にこれまで取り組んできた。これからの改革ということでは、これまでも言めて、市民サービスをより一層向上させるため、自分も含め職員の人材育成と意識改革が重要である。また、新たな行政システムや市民との連携協働を築いていくことが重要である。

問

農業委員会事務局が現在笠間支所にしかなく大変不便である。行政改革の中で議論し、せめて係くらいは本庁と笠間支所に設置してほしいかがか。

答

市長 農業委員会事務局は、合併協議会の個別方針として決定し、笠間支所に配置している。農業者年金の現況届の受付など農業委員会の一部の事務を本庁農政課・笠間支所農政課分室でも行っているが、許可可などの事務など受けつけの中でも専門性が求められる事務は、正確かつ迅速に対応することが必要なことから、笠間支所の事務局で取り扱っている。実際、今まであったものがないというのは、不便を感じることもあると思うが、引き続き庁内各課との連携を密にして市民サービスの向上に努めていきたい。

●市道の改良工事と歩道橋の設置について

問

友部池野辺線の改良拡幅事業について地域住民は本当にこの道路はできるのかと不安になっている。事業の速やかな推進のため、地元区長に現状を説明し協力願ったほうが地元住民も理解できるので。地域住民にとっては本庁舎や友部駅に行くのに一番近い道路であり、狭くて救急車も通れない事情もあるので、早く事業を進めてほしいが、いかがか。

答

都市建設部長 友部池野辺線のうち、友部地区では、国道50号線から池野辺地区に向う1級3号線の、道路延長1100m区間について、18年度に用地測量が完了し、19年度から用地買収に入りました。20年度には一部工事が着手できる予定。また、池野辺地区では、県道真端水戸線から国道50号線に向い、旧友部と旧笠間の境までの2500m区間について、18年度に路線測量と詳細設計が完了し、今年度用地測量を実施。20年度には用地買収を行い一部工事に着手したい。本路線は池野辺地区から新市の中心部を結ぶ重要な路線で、災害出勤などを考え、幹線道路になるので、今後とも地元関係者と一体となり、21年度から22年度の完成を自覚して努力していきたい。

問

小原地区の国道50号線に架かる歩道橋は、昭和44年に設置され、38年が経過している。腐食し大風のときは渡るとグラグラしている。また、歩道橋の支柱が歩道の内側にあり、国道が左カーブで見通しが悪く、市道の方から出るのが見づらくて、交通事故が多発し大変危険。友部池野辺線が開通すれば1級3号線と結ばれるので、国道50号線と市道1級3号線の交差点にスロープ型の歩道橋を設置してほしいかがか。

答

都市建設部長 小原滝川地区の国道50号線に架かる歩道橋は、地区からも移設要望があり、昨年6月に国に要望しました。今回、自転車押し上げ式のようなスロープをつけ、国道50号と1級3号線のハイパス道路との交差点に移設する形で移設ができるよう協議中。本年度末頃までには回答を得る予定。

問

1級11号線の県立友部病院から大洗友部線の旧道までの整備はどのようになっているのか。これは、旧友部地区で下水道をつくる際に条件としている道路でもあり、早く対応すべきではないか。

答

都市建設部長 1級11号線は、2工区に分け事業計画を立て、その1工区として、県立友部病院から旭町の十字路までの344mを、18年度に用地測量、補償調査をし、20年度に国庫補助事業の採択を受け用地買収を行い、21年度には工事に着手できる予定。残り旭町の十字路から旧大洗友部線までの406mは、1工区が完了後引き続き整備していきたい。



老朽化が進む小原地区の横断歩道橋 (国道50号)



●市民活動災害補償制度について

問

本市では、市民ボランティア活動などの市民活動に対し、市民総合賠償補償保険に加入しており、安心して市民活動ができるものと思っていた。しかし、今日の本市の市民活動を考えたときに、保険内容は必ずしも足りていないものがあるか、疑問に感じている。

本市では、総合計画で、市民と行政の連携と協働によるまちづくりを推進する基本方針を定めている。行政は、市民に対し、行政と市民は対等な立場で住みよい環境をつくり出すことを呼びかけ、市民活動の推進に積極的取り組み、市民においては、一人一人の豊かな経験と能力を發揮し、安心できる地域づくりの寄与している。また、市民と行政の連携と協働は欠かすことができない。

答

総務部長

本市では、現在、全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入しており、この保険では

市の主催または共催する行事に市民が参加して被害をこうむった場合や住民団体や市民が一定条件により行うボランティア活動の中で被害をこうむった場合を補償の対象とするものである。

その条件は、第一に市から依頼を受けて行うボランティア活動であること、第二に住民団体の活動の場合はその団体の管理下で行われるもの、個人の場合は市の管理下で行われるものである。

補償内容は、死亡が500万円、入院は日数に応じて2万円から30万円、通院は日数に応じて25000円から12万円となっている。なお、保険料は、19年度、本市は166万円ほど支出している。よりよい制度があれば、検討していきたい。

問

市から依頼のあった市民全員を対象として、何人かの方々が、自分の周りに草が伸び、道路交通の妨げになるような場合、その草取りをした時、それを周りの方がみんなのために市のためにやったということを確認して、それも適用になるような、市から依頼されない場合でも対象にすべきではないか。

また、例えば、旧笠間地区で白山清掃があったが、清掃活動については補償されるが、その往復も対象外となっている。その往復も補償対象にすべきではないか。

ないか。

ボランティア保険の導入というところで新聞に取り上げられ、県内の自治体で見直され、この災害補償制度はすごくいいということ、導入したというような新聞報道があった。本市としてもやはり今のままの制度では、市民に対して数多く市民活動の協働をと呼びかけていながら少し内容的にお粗末ではないかと感じる。金額的には、現在の保険料とほぼ同じである。しかし、この活動災害補償制度がすべてを網羅しているわけではないので、現在の市民総合賠償補償制度のいい点と見比べて、総合計画の中でも市民と行政の連携と協働ということの中で市民に呼びかけているのだから、2本立ての保険に入るということにより一層市民への協力ができるとはならないか。

答

市民生活部長

県内には、全国市長会の市民総合賠償補償保険に上乗せして、またはこれとは別に、民間の市民活動の賠償補償保険に加入している自治体がある。民間の賠償補償保険では、構成員から5名以上の団体による活動が対象となり、参加者の過失により第三者に与えた損害賠償や市民活動中の参加者が事故に遭った場合の傷害補償、また市民活動に参加する場合の往復経路での事故も補償の対象としている。

牛久市では、ことし4月から、全国市長会の保険から民間の市民活動災害補償保険に切りかえた。ことしの保険加入金は172万円だったが、補償内容に子供活動などの子供のけがの補償などを言めた結果、補償件数が大変多くなり、20年度の保険加入金はことしの約3倍590万円を予定し、再度検討することにある。

また、鹿嶋市でも、ことしの10月から、全国市長会の保険に上乗せする形で民間の市民活動保険制度をスタートさせたが、全国市長会の保険加入金に加えて民間の保険加入金180万円を支払っている。

市民が安心して地域活動や

ボランティア活動に参加できるよう補償制度は充実させなくてはならないが、市内で活動する団体などの保険加入状況を把握し、対象となる補償内容を十分に検討した上で、保険の上乗せや切りかえを行っていく必要がある。

今後、本市における協働の定義づけや市民活動、地域コミュニティ活動を促進するための指針づくりを行うべく予定であり、その中で、市民活動における市の支援のあり方を十分議論し、市民活動における賠償補償制度についても調査検討を行い、現在加入の全国市長会の市民総合賠償補償保険の見直しを行うべく考えている。



市民活動による道路清掃ボランティア



●笠間市総合計画の進捗状況の公表について

問

総合計画や3力年実施計画に基づく予算が議会に報告され、決算も提出され、認定している。これらのどの部分が現実となり、実行されたのよう効果が上がったのか見えてこない心配がある。総合計画と3力年実施計画の進捗度を議会に報告し、市民に公表すべきではないか。

答

市長公室長
実施計画は今まで公表していなかったが、新しく策定した実施計画は、議会に報告し、市のホームページに掲載し、図書館、公民館などにも備えつけ、市民に公表した。この実施計画を毎年ローリング方式で見直すことで、進捗状況や成果を確認し、実施計画の中で報告できるように検討していきたい。また、前期基本計画の進捗状況などを統計指標やアンケートから総合的に判断して後期基本計画を策定し、重要事務事業を進行管理して、現在導入に向けて検討している行政評価制度と関連づけられることと総合計画の評価を行う、その結果を公表していきたい。

●穴戸地区の道路整備について

問

都市計画道路上町大沢線は23年度まで

の計画。平友部停車場線の道路が広がることを聞くが、上町大沢線と同時に広がるのか。
また、1級12号線大古山橋より旧岩間方面は整備が進んでいる。未着工の矢野下、藤株地区周辺の工事の計画はどうなっているか。

上町大沢線が小学校のすぐわきを通ることで、騒音、学習環境の悪化、児童通学の交通安全面などが懸念されていたが、どのように対応しているのか。

答

都市建設部長
友部平停車場線は、昨年の8月、常磐線から友部病院までの1.2km区間で地元説明会を開催し、現在測量調査に入っている。今年度県で計画などの作業を予定と聞か、県の財政事情もなかなか厳しく、事業の時期は、まだはっきりしない状況。

1級12号線の畜産試験場跡地のところは県と協議中。現地測量は終了しており、路線の選定について決定をみたところ。今後県と用地買収などの交渉をしていかなければならない。畜産試験場跡地の下、岩間方面については、補償調査などを行っている。

上町大沢線は、穴戸小学校前

の交差点までは整備が進んでいるが、交差点部分に未改良部分があり、通学児童に対し大変危険な部分。県と協議し一部仮歩道を設置するなど、現在安全策を講じており、今後も子供たちの安全を第一に考えて工事を進めていく。また、交差点などが供用開始した段階で、騒音など教育環境に影響あるようなどときには、学校関係者とも協議していく。

穴戸橋のかけかえは、旧友部町時代、幾度となく地権者説明会や県と協議したが、まだ解決されず現在に至っている。県は、河川改修とわきの道路整備との一体的整備が不可欠と考え、355号線と大洗友部線の改良計画を確定する必要がある、現在検討を進めている。一方、涸沼川改修は、涸沼川圏域における問題箇所、ネック箇所として穴戸橋、常磐線橋梁部が挙げられおり、今後の重点整備箇所として位置づけられ整備が望まれており、本市も国県に要望活動を進めていきたい。

穴戸駅脇の踏切の幅幅についてJR東日本に確認したところ、踏切改良工事の年次計画があり、20年度は水戸・赤塚・牛久の3力所。工事費用が約7000万円かかることもあり、20年度以降の協議ということになり、JR東日本と事前打ち合わせした。したがって、施工時期はJR東日本、道路管理者の県

と協議し、21年度以降に整備していく方向で協議してきている。

●穴戸小学校について

問

敷地の拡張計画は現在どうなっているのか。また、校舎、プール、体育館とも古いので、これらを一緒に総合的に考えてほしいが、いかがか。

答

教育次長
現在、それぞれに問題があり、個別に取り組んでいきたい。また、昭和63年度から敷地の拡張計画がされ、平成15年度に計画を再検討後、18年度、事務サイドで協議している。当時より児童数が減少しているが、現敷地が狭隘なので、南側の土地を19年度に取得することで、地権者と交渉しており、現在の保有している土地を含め学校敷地として利用していきたい。プールは18年度に塗装や配管の改修工事を行い、体育館は、校舎と合わせて耐震補強工事が改修工事のいずれが適当であるか判断して今後進め

ていきたい。いずれにしても相応な費用を要するので、慎重に進めていきたい。

問

今用地買収を行っているところの間にある道路とか排水路は、売買成立後どのように考えているのか。

答

教育次長
用地取得後、道路と水路を移動させるとなると相当の費用がかかると思う。水路をなくすわけにもいかなないので、今後考えていきたい。

問

どのような方向からいっても相当なお金がかかる。思い切って全く別な場所について考えはないのか。

答

教育次長
課題として執行部とも協議してみたい。



老朽化が進む穴戸小学校と上町大沢線



●小学校通学路の
十字路における横
断旗の整備について

問 各小学校通学路の十字路に設置されている横断旗が一本もない場所や、黄色の横断旗が黒く変色している横断旗がある。新しい横断旗に定期的な交換しては。

答 市民生活部長
この横断旗は、新入学児童の交通安全を目的に、笠間地区交通安全協会から寄贈され、地区で設置しているものである。昭和30年から40年代にかけて全国的に設置されたが、信号機やスクールゾーンの普及に伴い姿を消しつつある。本市内では19カ所に設置されている。市は、関係機関と連携し、反射材など効果的な事故防止策を推進しているが、横断旗の補充交換は関係団体の協力を受け、設置者に提供していきたい。

問 実は私が一般質問の通告をして20日目は、きれいに横断旗が交換されたが、それだけストックされている旗があったということ。横断歩道を渡る子ども心理を考えると旗がなければ飛び出す。もし事故が起きてそこに横断旗が一本もなかったとしたら問題になるだろうかいかか。

答 市長
今回の質問通告後、笠間地区の安協より横断旗をいた

だき、設置した。私も過去に設置した覚えがある。また、笠間地区では子供会が設置し区長の協力を得て管理しているところもある。行政がすべて設置し管理する方法がいいのか、現状がどうなのか調べてみたい。

●ねりんピック参加
への市の負担について

問 ねりんピックの参加費用はユニホーム、交通費を含め、県が半額、選手が半額負担とのこと。市が半額負担してはどうか。

答 福祉部長
ねりんピックは20年続いている中で、ことしは茨城県が当番県で開催され、本市でも2種目の会場地となり、関係団体の協力、役員の方は無報酬、ボランティアの協力を得て、成功裏に終ってきた。この大会に要した費用は総額約3100万円。本市からその2分の1を支出した。また参加費用などについては、前回、前々会同様、参加選手が半分負担することになっており、大会の趣旨や経過に理解いただき、今後とも参加選手には応分の負担の協力をお願いしたい。

問 他、市町村の中には、職員が送り迎えをしてくれるところや市が半額負担してくれるところもあると聞く。特に、来年は鹿児島であり、半

額自己負担では大変である。行きたくても行けない人もできて、本当にいい選手が集まらないのでは。

答 市長
合併前に1市2町それぞれにスポーツの奨励金的な制度があった。これを一つにして合併時に新しい笠間市の奨励金交付要綱として、笠間市スポーツ奨励金交付要綱をつくり、活用していただいている。この要綱に該当するかどうかはこの場では分からないが、これを活用するの1つの方法だと思つ。例えばねりんピックに半額出すことになれば、他のスポーツ団体との関係もあり、現在はこの奨励金交付要綱に基づき対応している。

●岩間歴史資料館
の設置について

問 岩間図書館の二階に岩間の史料を展示保管するスペースがあったが、新笠間市の誕生とともに、その郷土資料を箱詰めし、旧役場に移動した。このままでは資料の調査、活用には不便であり、資料の虫食いなども懸念される。笠間・友部地区と同様に、歴史資料を保存・管理し展示する資料館を設置すべきでは。

答 教育次長
岩間図書館の利用者が多くなることが予想されたの

で、事務の効率を上げ、利用者の利便性を図るため、事務室を2階に確保した。また、岩間地区には歴史資料を保存管理し展示するスペース施設がないので、これらの機能を確保したいと願っており、今後は岩間地区のみではなく、本市全体の課題として歴史資料を展示、保存する施設を考えていきたい。

問 歴史活動の拠点としても岩間地区にも施設が必要。現在の岩間図書館が移転した場合、そこを使用してはどうか。新笠間市になってから、旧岩間町が窮屈な行政に追い込まれているように感じるが。

答 市長
現在の図書館の機能をさらに向上させるために資料を移転した。歴史的史料を粗末に扱うなどという気持ちはない。市長就任以来、様々な施設の要望があり、本来であればその全てに応えたいが、財政を預かるものとして全部に應えることはできない現実がある。しかし、資料館的な施設の必要性は十分認識している。今後、いろいろな施設については、直接市が建てることか、PFI制度的なものを利用するのかがいいのかなど、いろいろな角度から検討していく必要がある

あると思う。また、合併前にそれぞれあった地区の公共施設が、合併して、使える間であれば使っていくのが当然だが、物によっては、古くなったときにそこに立て替えることが必要なのか、全市の中で一つの施設として揃えて整備していくことがいいのかなどを踏まえ、検討していきたい。



地域の方々に見守られながら、安全に登校する児童



●妊婦の健康診査に対する公費負担の充実について

問 厚労省が14回受診が適切としている妊産婦健診の全額無料を目指し、当該現行2回の公費助成を最低5回以上に増やしてほしいが。

答 保健衛生部長 県内市町村と同様に、現在2回の公費負担を5回にするよう検討している。

●乳児や児童へのインフルエンザ予防接種助成について

問 本市では、65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種に補助している。0歳～15歳を対象に、高齢者と同様の補助ができるよう制度の創設を求めるが。

答 保健衛生部長 県内での子供への助成は水戸市ほか7市町村で、助成対象年齢層もまちまち。日本小児科学会の厚生労働省健康局への見解で1歳以上6歳未満の乳児へのワクチンの有効率は20から30%であることから、本市では引き続き現在の高齢者のみの助成事業として対応していきたい。

●保育料の統一と多胎児家庭への支援策について

問 ①長期的に子育てしやすい環境を整えるため、保育料を1市2町の低い額に統一すべきでは。②多胎児家庭に対し、ベビーシッター利用の際の割引券を発行する支援策が必要ではないか。

答 福祉部長 ①保育料は、旧3市町地区間で大きく差異があり統一されるのが望ましく、合併協議会の調整方針により合併後3年をめどに統一する。これまでに鋭意努力し慎重なる検討を重ね、現在最終段階の調整中。②ベビーシッターについては、利用形態の実態が詳細につかめておらず、質問のような制度は、現在のところ市独自の実施の考えはない。

●児童館と子育て支援センターの設置計画について

問 ①児童館は、子育ての不安や悩みを抱えた親たちへの支援の場にもなるもので、3地区ごとに整備されるべきと考えるが、次世代育成支援事業のなかでどのように検討しているのか。②若岡支所庁舎の活用の中で、子育て支援センターの利用計画があるが、具体的な計画は。

答 福祉部長 ①児童館の建設は計画に搭載していない。②若岡支所の1階部分をもとの食堂と職員休憩室のスペースの確保を要望し、地域子育て支援拠点事業一つ

問 ①当市の消防職員の充足率は国の基準を大きく下回っているが、定年退職者もいる中で補充計画は。また、国の基準に對しどのように改善していくのか。②初期消火に威力を発揮し、非常時には飲料水の供給者として利用できる水槽車を友部消防署に配置しては。また、来年度の防火水槽の整備計画は。友部駅前の防火水槽の整備時期はいつか。また、20mの防火水槽を計画的に40mに整備するには、何年間で達成できるのか。③緊急車両運行の障害となる道路の隅切り、立ち木や木の枝の伐採を行い、道路幅員を確保すべきでは。

●災害に強いまちづくりについて

答 ①退職者による欠員分を補充し、現体制を維持していきたい。国の基準は、市町村が適正な規模の消防力を整備するにあたっての指針に改められ、市町村の自主的決定要素が拡充され、必要な人員は、人口や都市構造などを考慮して市町村が決定すべきであるとしている。②友部消防署には1500L積

問 ①本市の高齢化率を後期高齢者医療の保険料はどのようになるか。②

●高齢化社会のとりにくみについて

答 ③市道の除草や小枝払い、地域や建設業会の協力を得て定期的に実施。市でも通行の障害とならないよう管理していただく啓発活動を週報などで行っている。狭い道路の隅切りには用地の確保が不可欠で、地区で協議していただき、用地の提供があれば、改良も可能と考えている。



インフルエンザ予防接種を勧めるポスター

低所得者に対する減免措置は必要ではないか。③この制度で看取率、在宅死を進めようとするが、当市看取り可能世帯がどのくらいあると把握しているのか。また独居老人など看取りが困難な人たちに対する施策は。

答 保健衛生部長 ①本市の高齢化率は23年度23.8%、28年度には26.3%と推計。将来の保険料は現段階では推測が困難とのこと。②法律による軽減措置があり、市独自の減免の予定はない。

答 福祉部長 ③地域ケアシステム事業、緊急通報システム事業、愛の定期便事業などによりみどりについて実施。できる限り在宅で自立した日常生活を営めるよう、真に必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供するよう、利用者の方に利用しやすいような仕組みを立てている。今後とも、看取り困難な方には介護サービスの中において支援していきたい。



●来栖本戸線について

問

国道50号稲田地区の混雑緩和のため早期開通が望まれている来栖本戸線が示されたが、地区の市民からの「交差点が多くなって困る」「通学路でもあり、保護者の意見を反映できないか」などの声に対し、「どう対応するのか」。

答

来栖本戸線の現在までの経過は、昨年12月に地元説明会を開催し、今年6月から路線測量と詳細設計に入っている。この道路の北側に歩道を設け、子供たちが安心して通学できるように細心の注意を払った道路を計画している。法線の決定は、今後地元説明会を開催し、地元の実情を得て実施していきたい。

問

もし住民が反対して、少し道路を変えてくれとなった場合どう対応するか。

答

都市建設部長
今定例会に道路認定議案として上程している。道路の認定の基本は起点と終点であり、その間の部分は、今後協議のなかで流動的に変更する部分かなど考える。また、この道路は、将来県道に読みかえ、合併効果を高めるための幹線道路と位置づけられ、法線はそれなりの道路の基準に従ってほしいとの理解をお願いしたい。

●AEDの設置について

問

本市でもAEDの設置が増えているが、もっと拡充してはどうか。また、設置場所があまり周知されていないので、もっと公開すべきでは。また、小児用除動パッドは、ショックエネルギーを約3分の1に低減させ、1歳以上8歳未満、また25kg未満の患者に使用するもの。設置を考えてはどうか。

答

消防長
だれでも簡単な操作で利用できるAEDは、19年度より5カ年計画で、本市管内の公共施設約40カ所へ設置を計画している。今年度は福祉施設、公民館、中学校など17カ所設置し、現在までに24カ所、26台設置済み。また、民間施設も含めると36カ所、全部で53台。AED設置シールを張って設置箇所に表示しているが、今後市報やホームページで公表していきたい。また、小児用除動パッドの設置は、厚生労働省の国内認可が18年4月にされたので、小児用兼用のAEDを促進していきたい。

●妊産婦無料健診について

問

妊産婦健診は、14回程度が望ましいとされているが、医療保険適用外のため若い夫婦には重い負担となっている。本市では現在2回分助成している。厚生省は、本年、財政措置とともに5回程度に拡大することが望ましい旨を示している。本市がどのように取り組むのか。

答

保健衛生部長
県内では、20年度、40市町村が現在の2回の公費負担を5回実施することで検討中。本市も公費負担の増について、20年度に向けて検討していく。

●笠間地区のゴミ収集について

問

笠間地区において、も、友部地区・岩間地区と同様、祝日のゴミの収集を実現してほしいが、いかがか。

答

市長
地区によつてごみの収集条件がそれぞれ違う状況になっている。笠間地区は、基本的に土曜日のごみ収集を行い、祝日の土曜日を除くと年間50日。友部、岩間地区では、祝日のごみの収集日は年間12日だが、土曜日は収集していない。また、エコフロンティアがまは、市・県・事業団との協定により、日曜日、祝日その他別に定める日はごみの受け入れができないことになっている。これらを統一するためには、現在のゴミ搬入施設の稼働条件を同じに

すること、施設の維持管理体制、労働条件の改善に対する市の負担金、委託料の増額などが見込まれるので、難しい状況である。

●農業政策について

問

行政の進めた農畜産物ブランド化推進事業には大いに賛同するが、もっと拡充すべきではないか。また22年にブランド化にて販売開始とあるが、輸出まで考えてはどうか。

答

産業経済部長
農林部門で動き出したものとして挙げられる米とウリについては、まだブランド品としての認知度が低いのが現状である。現在、笠間市農業振興対策会議で、生産から消費まで一連の課題や問題を洗い出し、戦略を初め種々検討中である。本市の農産物が海外でブランド品として取引されるには、

まず地域のブランド品として認知されることが先決。輸出は、他県の動向を踏まえ、情報を収集していきたい。

問

確かに輸出となると大変だが、一方で米はこの数年間で2割も減らさなくてはならない。ある程度早稲に転作するのには、農畜産物ブランド化推進事業として、もう少し拡大して頑張ってもらわないと、米がほとんどだめになっていくような状態。いかがか。

答

産業経済部長
農業政策は非常に複雑で、年々難しくなっているのが現状。当市も合併し幅広い農産物があるが、農産産出額で8億円と年々落ち込んでいる。一点、点ではいいものがあるが、ブランドとしては、なかなか難しいのが現状。そういう中で、自給率の向上、耕作放棄地対策を含めて、幅広く、積極的に展開していきたい。



公共施設に設置されているAED



●岩間支所庁舎の活用と支所のあり方について

問 岩間支所活用検討委員会の最終答申に対する市長の考え方と支所機能の存続の行方について伺う。

答 市長
検討委員会からの意見報告は、公民館、図書館機能を基本とし、可能であればボランティア活動拠点、子育て支援機能を加えた複合施設としての活用を提案するもの。

答申に沿った利活用ができるのか、具体的に調査・検討した結果、公民館、図書館、子育て支援センター、ボランティアセンターの機能を持つ複合施設として、空きスペースを活用していくべきだ。

支所の機能は、それぞれの地区の市民サービス、地域振興、発展の拠点となるもので体制の継続を基本として考えている。しかし一方で、財政改革により職員の削減が見込まれているので、サービス低下を招かないよう対応し、市民の視点に立った支所の体制のあり方を検討し、進めたい。

問 検討委員会の答申に盛り込まれている図書館の機能では、本の重さをどのくらい想定しているか分からないが、現在の図書館と比べ、平米数も本の数も倍以上の規模。

2階という部分で図書館の機能が果たせるのか。また、笠間支所が老朽化し、どうにもならない状況の中では、それを早急に解決し、その次に岩間支所の問題に移るのが、地域住民に対する筋道では、いかがか。

答 市長
行政サービスを行う上では、岩間支所も笠間支所も役割は同じ。ただ違いは、一つ大きなものとして、建物が新しい部分と老朽化している部分があること。その辺は分けて考えて議論していく必要もある。

答 総務部長
図書への荷重が相当になることが当然予想できたので、最大での総重量を計算した結果、十分可能であるとの結論を得ている。

●補助金の扱いについて

問 補助金見直しについて、補助金検討委員会の最終答申が議会に示された。今後の市の対応、答申を重視してどのように改革を進められるのか。

答 市長
財政運営を健全化する見地から、民間有識者による補助金等検討委員会を組織し、今後の補助金適正化の取り組みに向けた意見として提言された答申を尊重し、今後の補助金の適

正化を進めることとした。補助金の交付にあたっては、公益上必要であるか判断する基準の明確化が必要であることや、補助期間が長期化するに伴って生じる弊害など、問題が指摘されている。これらの問題を解決し、補助金の交付に対する客観的妥当性、透明性を確保し、補助金の効果、補助目的の達成を説明できるよう制度化していくべきだ。

問 補助金は、民に対する活性化以外の何物でもない。行政の関与性、行政と同じ方向性という観点からすると、今の時代と相反するのでは。また、民間に、ある程度ものを委ねるといって考え、それが補助金という名目で民に活力が生まれるのであれば、それがまちづくり、地域づくりだと思っていいる。そういう意味から、この補助金の問題は、もう少し議論すべきではないか。民間に対する市の援助や補助金については、今、結果が出なくても、何年後かに、あるいはそういう方向に指導することも含めた補助金制度にしていくべき。削るだけでなくが改革では、本来の地域づくりは思っているのかなというのは、いかがか。

答 市長
市民の税金で補助金を出しているのは、行政の目的に沿った形での支出というものは、基本的に必要である。ただ、す

べて削ることだけを目的にしているわけではなく、答申は尊重していきたいが、それぞれの団体によって事情が違ってもあり得るので、今後補助団体と話し合い、新しいこの基準制度の中で決定していきたい。

また、市民との連携協働から、逆に、市から団体に事業としてお願いすることも数多くあると思う。その場合の費用について、助成・補助金の対応は必要と思う。

●指定管理者制度の導入にあたって

問 指定管理者に移行しても、公の施設の所有権は行政にあるべき。基本的に、指定管理者制度は、官民が一体にならなくてはいけないもの。そうなる、一番大事なものは地域性と思う。単純な入札制度のようなものをこの制度にあてがうといくと、ややもすると、サービスは低下し、負担が大きくなってしまい、指定管理者制度の意味は全く本末転倒になってしまうと思う。いかがか。

答 市長
行政直営より、市民サービスの向上、経費の削減、施設の有効活用などが図られるものについて、指定管理者制度を導入していきたい。指定管理者を公募でやっているところ、今まで同様に公募しないで直接その団体をお願いしているところと、いろいろあるが、全国では、住民活動を支援するという意味で、地域の住民の団体に限って公募して指定しているようなところもあり、その考え方も一つは思っている。

また、管理をお願いしたら、行政は切り離すのではなく、毎年報告は受け、課題を整理し、次年度でよりよいサービスができるように話し合い、必要な指導をしていきたい。



今後空きスペースの利活用が図られる岩間支所



●ごみの野外焼却について

問

①一部の例外を除き、廃棄物を野外で焼却することが法律で禁止されたが、どのような物質が禁止されているのか。②市は法律の適用除外で焼却できるごみ（例外行為ごみ）を定めているのか。その例外行為ごみを焼却する場合、焼却許可は必要なのか。③消防法との関係はどのようになっているのか。④市民への広報活動が不足しているのではないか。これまでどのように啓発してきたのか。

答

市民生活部長
①物質が法律で禁止されているのではなく、廃棄物の焼却を禁止している。ただし、例外として、廃棄物処理基準に従って行う焼却や他の法令による焼却、公益上・社会慣習上やむを得ない焼却、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である焼却として政令で定めているものがあり、農林漁業を営むためにやむを得ないものなどがある。②本市では、例外行為でのごみ焼却は定められていないので、許可証などにより許可する規則はない。③火災と紛らわしいものについては届け出をする必要がある。④認められていない焼却行為に対し、通報を受けた時は迅速に対応してきた。特例として認めら

れている行為でも、状況に応じて対応している。今後も、家庭ごみの適正な処理方法について周知し、特例として認められている野焼きでも、近隣に対する配慮を促すなどの指導を徹底する。

問

①心配は例外として認められて燃やしているものなかに、体に害になるものがないのかということ。住民が心配しないですむようなルールが市に必要ではないか。②未だにドラム缶で廃棄物を焼却している事業者がいる。市として把握しているのか。③住宅地の住民と農業者が互いに環境に関心を持って共通理解を作っていくこと抜きに野焼きの問題は解決しない。環境基本計画策定のなかでどういった議論がされているのか。

答

市民生活部長
①新たなルールといたってもなかなかいい案がないのが現状。今後とも不法な野焼きを防止するために周知徹底に努めていきたい。②違法な野外焼却については職員が現地に赴きすぐに消火させている。廃棄物処理法の罰則規定の広報など適正な指導に努めていきたい。③環境基本計画策定のなかでも市民懇談会などを設置して、市民の声を聞かせていただいているが、なかなかいい案が出ないのが現状である。

●アスベスト管、鉛管の撤去について

問

①本市内にアスベスト管が残っているが、具体的なアスベスト管布設替え計画はあるのか。②アスベストにかかわる作業をする際は、石綿作業主任者が必要となってくる。施工業者に徹底されているのか。③鉛管が友部地区内に残っていると聞いていますが現状と今後の対応は。

答

上下水道部長
①笠間地区は32年度までに、友部地区は37年度までに、岩間地区は28年度までに布設替えする年次計画案を、水道事業基本計画案において立案し、水道運営審議会でもう解をもらっている。②事業者や請負者は、特定化学物質等作業主任者技術講習を修了した者から石綿作業主任者を選任するようになっており、各事業者による講習を受講するよう周知されている。本市では、請負業者に対し、石綿管撤去作業を行う際には、石綿管作業主任者の資格を確認し、安全に作業するよう指導している。③笠間市水道事業基本計画案において、21年度から23年度にかけて鉛管の布設替えを計画している。

問

①今平成19年だが、平成37年になくなるというところが本当に計画的にやるということなのか。②水道工事

の現場に行く、「石綿対策の手引き」（厚労省）通りにやっていない現状があるがどうなっているのか。③鉛管のある地域の方は知っているのか。市としてどういった指導をしているのか。

答

上下水道部長
①水道施設整備計画案の老朽施設の計画的な更新のなかで、石綿管更新計画として事業計画している。②工事現場において石綿管対策通りの作業をしないところがある。それは、今後ますます指導を徹底していきたい。③鉛管のある場所は昭和56年に大規模開発より分譲されたところで配水管から給水管への接続部分に使用されている。そのエリア内で現在までに40ヶ所ほど漏水整理を行っている。隣接で知っている人もいるとは思いますが、漏水修理などの際に朝最初の水を使うときは、旅行など長期間水道を利用しなかったときにバケツ一杯程度の水は洗濯機に使用し、飲料以外にと説明している。

問

石綿対策通りの作業をやっていない業者には、次の入札の際にペナルティーを与

答

上下水道部長
水道においても公営企業においても需要者に対して、水質検査の結果やその他水道事業に関する情報を提供しなければならぬという義務付けがされている。そういう観点から鉛管などについても、今後ともホームページなどで情報を提供していきたい。



環境基本計画策定に向けて行われているかさま環境市民懇談会



●安心・安全の市立病院の継続を

問

行財政改革の中、市立病院が毎年赤字の状況により、病院のあり方検討委員会が設置され中間報告を受けた。その報告内容を真摯に受けとめるべきだが、約50年間市民に愛された病院として文字にあらわせない点も多々あり、また外来患者数が18年度延べ人数2万人以上、入院患者の延べ年間4000人から5000人と、市民にとっては大変大切な病院である。また在宅診療などもあり、病院に來られない患者に非常に喜ばれている。検討委員会では様々な意見が出されているが、人命の尊重からいっても行政として赤字はやむを得ないと思うが、市長の考えは。また、昨年は7100万円程度の赤字とあるが、赤字は、診療費、患者の薬代も含めて、安く市民のために努力している結果とも思われる。赤字を少しでも少なくする環境づくりのためには、現在の病院を新しい発想のもとに大規模な構造改革することや長く入院できる療養型病棟の設置をすなわちして、より一層患者に親しまれる病院に確立してはどうか。

答

市長
検討委員会との中間報告のとおり、経常的に赤字経営

であることや慢性的な医師不足、また専門の事務職員の必要性や経営責任の不明確さ、施設の老朽化などの諸問題があることを整理した上で、市立病院としては、公立病院として市内における高齢者医療のキーステーション的な機能を担い、県立中央病院や笠間医師会を中心とする市内医療機関と連携し、高齢者医療を進める役割が求められている。これまでも経営努力に努め、医療業務や給食業務、清掃業務の民間委託など節減、合理化に努めてきた。しかし一方で、ここ数年一般会計からの繰り入れの増などの状況があり、そういう観点から検討委員会に議論をお願いした。中間報告でも、市立病院は地域医療に対しての役割が確認されており、その地域医療を今後も継続していくための経営形態については、他の経営形態への見直しを図る必要があるという方向性が示されているが、現段階ではまだ中間報告であり、今年度中に出る予定の最終提言の時点で方針を決めていきたい。

問

中間報告にある、例えば病院を外部委託などした場合、現在ある機能の著しい低下が懸念され、働く者に与える不安も大きいのは。また、外部委託してもやはり現在と同じような出資金が必要になるのでは。さら

に、今の市立病院の非常によいところは往診、在宅で診療してもらえることが挙げられ、地域密着型の病院なわけだが、それが外部に委託すると非常に難しくなり、往診診療が力づけられてしまうのではないかと。そのような懸念もあり、経営全体を是非市で継続してほしい。外部に委託した場合のデメリットが大き過ぎると思うが、何かメリットがあるのか。

答

市長
検討委員会では経費の削減策とともに、いかにサービスを下させずに地域医療の役割を担っていくかということを含め検討中である。市民の中には市立病院がなくなりたくないかとの不安もあるようだが、歴史あるこの病院を頼りに健康維持をしてきた人達が不安にならないよう経過報告も含め決定した中で市民にはお知らせしていきたい。今回の報告では、指定管理者制度の導入や地方独立行政法人一般型（非公務員型）の二つの提案がされたが現時点で選択するのではなく最終報告が出た時点で方向を決めていく。当然働く者との意見交換し情報を提供しながら対応し、仮に外部に委託となった場合でも、行政としてはよりよい診療体制が組めるように話し合いをしながら、医療サービスが低下しないような協議をしていきたい。

●小・中学生の通学自転車の整備について

問

今まで友部、岩間自転車協業組合の協力により、小中学校児童生徒の自転車を一台一台のぎめ細かな点検を年2回実施してもらってきた。しかし、同協業組合では、補助金が廃止されることから、秋の点検は中止したいとしている。点検整備は、子どもたちの事故防止の観点から必要と思うが、いかがか。

答

市長
今年度4月に、笠間地区では笠間自転車商組合に依頼して、友部、岩間地区では友部、岩間自転車商組合に依頼して小中学校の通学用自転車の点検と保険の加入を実施した。質問の点検は9月に実施した友部・岩間自転車商組合でお願いした点検と想われるが、友部地区、岩間地区の6校で86%の生徒が自転車を利用しており、点検してもらった。今後市内の通学用自転車の点検は、4月の

点検を本年どおり実施し、秋の点検は、自転車商組合の統一もあると聞いており、協議して進めていく。当市の補助金の基本的な考え方に沿って答甲は尊重していきたいが、各団体個別に様々な事情があるので、十分協議し、一方通行で切り落とすのではなく各事業の内容を精査し決めていきたい。この団体については、補助金検討委員会の中で廃止という判断が出たというのは、自主財源の年間の予算が約400万円近く組んでおり、団体の予算としては当市でも相当大きく、また繰越金があるなどの判断から、答甲ではそうした位置づけにされたものと思うが、今後については、よく団体とも協議していきたい。



通学用自転車点検（岩間二小にて）



●岩間支所利活用計画について

問 岩間支所利活用計画案が出された。①図書館と公民館の併設は無理があるのでは。②老朽化が進んでいる旧岩間公民館。その後はどうするのか。③利活用計画は恒久的なのか、ひとつのステップなのか。

答 ①答申が出てから、用途、目的、機能、荷重の問題など課題について検討してきた。利用者の交流、施設の連携、利用の促進、運営の効率化など、複合施設としてのメリットが發揮できるよう、調整してきたい。②老朽化が進み、耐震基準を満たしておらず、費用対効果も検討する必要がある。今後、市民共有の公有財産の有効活用という観点から、幅広く関係者の意見を伺って検討していきたい。③計画は、支所庁舎空きスペースの有効活用を図ることを目的にスタートしたが、それぞれの施設の目的機能を果たすことが十分可能であると判断している。築10年余の施設で長期的な利用が可能であり、複合施設として長所を生かした活動が展開できるのではと考えている。

問 この計画の大きな要因の一つに費用を最低限に抑えるということがあると思うが、改装・改築してもそれ

なりの費用はかかる。どのぐらいの費用を算定しているのか。また、岩間地区の住民にとって公民館の立て替えは積年の願いであり、そこを是非酌み取ってほしい。

答 総務部長
まだ実際に改修内容が固まっていない中で、費用は概算で5000万円程度と考えている。公民館は、今後利活用が望ましいという方向性が出れば、補強工事をして耐震上の課題を克服し使用することになると思うが、基本的には、そのままであれば取り壊しになると思う。

問 改修ありきですべて話している。岩間支所利活用検討委員会も解散された。この後討論する場がなくなってしまう。その検討委員会に図面を示したわけでもなく、検討委員会が終わってから図面が上がってきたという。この手順もちょっと意図的なものを感じるのだが、この後は図面とおりいくんだということ、最後通牒だと受け止めているのか。

答 市長
庁舎の利活用について、いろいろな意見があるので、十分目を傾け、進めていきたい。

●指定管理者制度について

問 ①指定管理者制度の目的は何か。サービ

答 市長
①行政の経費の削減を含め、効率化、施設の有効活用、市民サービスの向上を図ることが大きな目的。公の施設の管理運営を、民間の専門的な知識や方法、人材を活用することで、行政が直接管理運営するよりも経費の削減や行政目的の効果がより多く達成できると判断される時に活用している制度である。はななかやフライングホテルなど制度を導入して結果が出てきているものもあり、今後、導入後1年、3年、5年という中で結果が現れてくると思う。また、毎年業務報告を受け改善命令を出していきたい。②合併前から比べると、18年度の定員管理計画で8%減、5年間で68人の職員（消防を除く）の退職を見込み、余っているという状況ではない。

問 ③地区それぞれの水道料金は幾らか。②水道料金の原価に当たる原水の価格、くみ上げ費用は幾らか。

●水道料金の統一について

答 市長
予算の組み方や項目の違いがあり、一概にこの金額が削減されるとはいえないが、大まかに全体の導入の中で17年度と比較して18年度経費的に約1400万円減額になっている。また、指定管理料は、経営努力によって相手側の収入が上がり、指定管理料は下げると言う考え方でお願いしていきたい。

問 金額の問題が非常に分かっていない。職員で対応した場合と外注した場合の

の向上と経費の削減という効果の測定はどのような形でやるのか。また、制度導入に伴い当然初期経費がかかる。導入後のどのくらいの期間で経費の削減を見越しているのか。②行革大綱の中で、職員の削減を図っている。それは、合併直後の今現在の余剰人員がいるということの裏返しと思う。余剰人員がいるのなら、外部に委託しない方が経費の削減になるのではないかと。



老朽化が進む岩間公民館

答 上下水道部長
①口径13ミリの基本料金の場合、11月10日あたりで、笠間2100円、岩間1800円、友部1725円。口径20ミリでは、友部が1955円。笠間、岩間は18ミリと同じ。②給水原価は、18年度決算で、1㎡当たり笠間は3622・86円、岩間は1899・72円、友部は1880・02円。③現段階では料金の値上げと時期などについて水道運営審議会が3事業統一に向けて審議し、現在査定している水道事業基本計画の中で明確化していく。

傍聴のご案内

市議会ではどなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近にするためにも議会の傍聴してみたいかたがどうか。

● 手続きは簡単です

本会議開催当日に、市役所3階の受付で住所・氏名などを記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴席にお入りください。定員は、記者席を含めて36席です。

● 傍聴される方へのお願い

議会には傍聴に関する規則があります。規則を守って傍聴することをお願いします。

請願・陳情

市政などについて要望があるときは、だれでも市議会に申し請願・陳情を行うことができます。

請願・陳情は、文書で行うことになっていますので、次の請願・陳情書の作成・提出方法を参考にしてください。

● 請願・陳情書の作成・提出方法

1. 請願・陳情書には、特に決められた様式はありませんが、次の書式例を参考に作成してください。
2. 請願・陳情書には、日本語を用いて件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入し、請願・陳情者が押印して、笠間市議会議長あてに提出してください。なお、提出される方が複数の場合は、ほか〇人と記入して、署名簿を添付するか連署してください。ただし、個人においては、署名することにより、押印を省略することができます。
3. 請願書には、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。
4. 署名簿には押印が原則ですが、拇印も認めます。

請願・陳情の書式例

〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

紹介議員
笠間市議会議員
氏名(署名又は記名押印)

陳情書に紹介議員は
必要ありません

〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

(要旨)

平成 年 月 日
笠間市議会議長 様

請願・陳情者
住所
氏名(署名又は記名押印) ほか〇人
電話番号

| 住 所 | 氏 名 | 印 |
|-----|-----|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

● 請願・陳情の取扱い

1. 笠間市議会では、陳情も請願と同様に取り扱います。ただし、持参されたものについては審査をいたしますが、郵送されたものについては、議員に配布のみとし、議員活動の参考にします。
2. 持参いただいた請願・陳情については、文書表にして本会議に提出、所管の委員会に付託し、審査の後、その審査結果に基づき、本会議で採択、不採択の結論を出します。
3. 結論が出されたものについては、その旨を請願・陳情提出者及び市長、関係機関にお知らせします。

編集後記

今までの歴史・文化の異なる1市2町が合併して、2年が過ぎます。全体の融合に時間がかかりますが、共通点を見出し、今までの特性を活かし、笠間市の発展に議員として努力することが必要と考えるこの頃です。2月からは、新しい交通システム、デマンド交通が始まりました。4月からは、後期高齢者医療制度が発足します。市民の皆さんに新しい制度をどう知らせていくかが責務であると考えます。

昨年からは、各種審議会などの傍聴ができるようになっていきます。議会の傍聴とあわせ、多くの市民の参加をお願いします。

笠間の発展について、議員も関連な議論を重ねていきたいと考えています。市民の皆さんのご協力をお願いします。

(鈴木 貞夫)

議会だより編集委員会

委員長 町田 征久
副委員長 鈴木 裕士
委員 石田 安夫
委員 野口 貞夫
委員 鈴木 貞夫
委員 西山 貞夫
委員 横倉 貞夫
委員 杉山 貞夫